

## 国立大学法人鳴門教育大学役職員の再就職規制等に関する規程

平成29年 3月23日

規程第 75 号

改正 平成30年 2月14日規程第 6 号

令和 5年 3月20日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の役職員の密接関係法人等への再就職及び再就職者が役職員に対して行う法令等違反行為の依頼等の届出に関し、必要な事項を定める。

第2条 この規程に定めるもののほか、役職員の再就職規制等に関し必要な事項は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員 次に掲げる者をいう。

イ 役員

ロ 国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号）の適用を受ける者

ハ 国立大学法人鳴門教育大学パートタイム職員就業規則（平成16年規則第24号）の適用を受ける者

ニ 国立大学法人鳴門教育大学外国人客員研究員就業規則（平成16年規則第25号）の適用を受ける者

ホ 国立大学法人鳴門教育大学再任用職員就業規則（平成16年規則第26号）の適用を受ける者

ヘ 国立大学法人鳴門教育大学定年前再任用職員就業規則（令和5年規則第7号）の適用を受ける者

(2) 常勤役職員 役員（非常勤の者を除く。）並びに、前号ロ、ニ及びホに掲げる職員をいう。

(3) 営利企業等 営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

(4) 密接関係法人等 営利企業等のうち、資本関係、取引関係等において本学と密接な関係を有するものとして次に掲げるものをいう。

イ 本学（本学により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている営利企業等を含む。）が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業等

ロ 第4条第1項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日前5年間に係る営利企業等の事業年度（以下この号において「事業年度」という。）のうちいずれか

の事業年度において本学との間に締結した売買，賃借，請負その他の契約（電気，ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受ける契約を除く。）の総額が2,000万円以上である営利企業等であって，当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント（資本の額又は出資の総額が3億円以上であり，かつ，常時雇用する従業員の数が300人以上である営利企業等にあつては，10パーセント）以上であるもの

- (5) 退職手当通算法人等 営利企業等でその業務が本学の事務又は事業と密接な関連を有するものうち退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において，常勤役職員が学長の要請に応じ，引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に，常勤役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することとされている営利企業等をいう。
- (6) 退職手当通算予定役職員 学長の要請に応じ，引き続いて退職手当通算法人等（前号に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる常勤役職員であつて，当該退職手当通算法人等に在職した後，特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち本学が退職手当を支給しない者をいう。
- (7) 法令等違反行為 本規程，国立大学法人法（平成15年法律第112号）若しくは他の法令，若しくは本学が定める業務方法書，その他本学が定める規則等に違反する職務上の行為をいう。
- (8) 管理又は監督の地位にある職員 次に掲げる者をいう。
- イ 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第13条の規定に基づき退職手当の支給を受ける職員（給与規程第13条第2項第6号に掲げる区分に該当する職員を除く。）
- ロ 鳴門教育大学センター所長選考規則（平成16年規則第18号）第1条に規定する各センター所長
- （再就職あつせんの禁止）

第4条 常勤役職員は，密接関係法人等に対し，他の常勤役職員をその離職後に，若しくは常勤役職員であつた者を，当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として，当該他の常勤役職員若しくは当該常勤役職員であつた者に関する情報を提供し，若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し，又は当該他の常勤役職員をその離職後に，若しくは当該常勤役職員であつた者を，当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し，若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は，次に掲げる場合には，適用しない。

- (1) 基礎研究，福祉に関する業務又は研究開発に関する業務（基礎研究を除く。）に従事し，若しくは従事していた他の常勤役職員又はこれらの業務に従事していた常勤役職員であつた者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- (2) 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- (3) 大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であつて任期

(10年以内に限る。)を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

(4) 国立大学法人法第31条の2第1項の評価の結果(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)に基づき本学の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、本学の役員又は管理又は監督する地位に就いたことがない他の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

(5) 国立大学法人法第31条の4第1項の規定による措置であって30人以上の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該常勤役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

3 第1項の規定によるもののほか、役職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、又は役職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

(法令等違反行為に関する在職中の求職の規制)

第5条 役職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第6条 役職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、遅滞なく別紙様式1により、学長にその旨を届け出なければならない。

(1) 役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)が、離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた組織に属する役職員に対して行う、本学と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務(本学の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であって離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(2) 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、役員又は管理又は監督の地位にある職員であった者が、離職後2年を経過するまでの間に、役職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

(3) 前2号に掲げるもののほか、再就職者が行う、本学と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)との間の契約であって本学においてその締結について自らが決定したもの又は本学による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(営利企業等への再就職の届出)

第7条 常勤役職員（退職手当通算予定役職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、別紙様式2により、学長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた学長は、本学の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、別紙様式3により学長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、別紙様式4により学長に届け出なければならない。

（学長が講ずるべき措置等）

第8条 学長は、役職員が第4条から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役職員に対する監督上の措置及び本学における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 第6条の規定による届出を受けた学長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学長は、毎年度、第6条の規定による届出及び前2項の措置の内容を取りまとめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、役職員等の再就職等の規制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式1（第6条関係）

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

国立大学法人鳴門教育大学役職員の再就職規制等に関する規程第6条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) 氏名	国立大学法人における地位
--------------	--------------

2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位

3 法令違反行為の要求又は依頼の内容

--

別紙様式 2 (第 7 条第 1 項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

国立大学法人鳴門教育大学役職員の再就職規制等に関する規程第 7 条の規定により、下記のとおり届出をします。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 国立大学法人における地位	
3 再就職の約束をした日以前の在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日なかった場合には、「当該日なし」と記載。）	(当該日ありの場合) 年 月 日 (当該日なしの場合) _____
4 再就職を約束した日	年 月 日
5 離職予定日	年 月 日
6 再就職予定日	年 月 日
7 再就職先の名称及び連絡先	
8 再就職先の業務内容	
9 再就職先における地位	
10 離職後の就職の援助を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（当該援助なかった場合には、「該当なし」と記載。）	

別紙様式3（第7条第3項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け国立大学法人鳴門教育大学役職員の再就職規制等に関する規程第7条第1項の規定による届出について、下記のとおり変更があったので、届出をします。

国立大学法人における地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
再就職予定日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別紙様式4（第7条第4項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け国立大学法人鳴門教育大学役職員の再就職規制等に関する規程第7条第1項の規定による届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。